

様式3-②

自動車運送事業者の事業停止処分

下記自動車運送事業者について、事業停止処分を行いました。

事業種別	一般貨物自動車運送事業
事業者名	東北貨物運送株式会社（法人番号5370001004330）
住所	（本社）宮城県仙台市若林区六丁の目元町10-1 （営業所）宮城県仙台市若林区六丁の目元町103-6
停止営業所	本社営業所
停止期間	（事業の全部停止） 令和7年9月9日～令和7年10月8日までの30日間 （車両使用停止処分） 22両×11日 1両×23日 計 265日車
処分日	令和7年8月26日
違反の内容	令和6年6月5日及び27日に実施した一般監査において、整備管理者の選任違反等が判明したもの。
累積違反点数	57点
車両数	47両